

麗澤大学学校教育研究科の授業科目の履修及び単位認定に関する規程

平成 30 年 4 月 1 日制定
令和 4 年 4 月 1 日 最近改正

(目的)

第 1 条 この規程は、麗澤大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第 44 条第 2 項の規定に基づき、学校教育研究科の授業科目の履修及び単位認定について定めることを目的とする。

(修了要件)

第 2 条 学生は、その在学期間中に所定の授業科目を履修し、30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士の学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、所定の授業科目を 34 単位以上修得し、かつ、特別研究実践報告書の審査をもって、修士の学位論文の審査及び最終試験に代えることができる。

(指導教員)

- 第 3 条 学生は、入学後定められた期日までに、特別研究を担当する専任教員の中から指導教員を選ばなければならない。又学生は、指導教員の了承を得て、適宜、特別研究を担当する他の専任教員の中から副指導教員を選び指導を受けるものとする。
- 2 学生は、授業科目の履修、日常の研究及び学位論文の執筆にあたり、指導教員の指導を受けなければならない。
 - 3 やむを得ない事情があると認められる場合を除き、指導教員を変更することはできない。

(修士課程の授業科目の履修方法)

第 4 条 道德教育専攻修士課程の授業科目の履修方法は、次のとおりとする。

- (1) 授業科目名に「Ⅰ」「Ⅱ」等のローマ数字を含むものについては、順次に履修することを原則とする。「Ⅱ」を履修する場合は、「Ⅰ」の単位を修得することが必要となる。
- (2) 基礎科目は、別表Ⅰに掲げる授業科目より、必修科目を含め 12 単位を履修するものとする。
- (3) 専門科目は、別表Ⅱに掲げる授業科目より、次のとおり、必修科目を含め 10 単位（修士の学位論文を提出しない者は 12 単位）を履修するものとする。
 - ア 「道德教育法及び道德科教育法に関する科目」より必修 4 単位
 - イ 「各教育段階における道德教育の在り方に関する科目」より 2 単位
 - ウ 専門科目から 4 単位（修士の学位論文を提出しない者は 6 単位）
- (4) 実習科目は、別表Ⅲに掲げる授業科目より、必修 2 単位（修士の学位論文を提出しない者は必修 4 単位）を履修するものとする。
- (5) 特別研究は、別表Ⅳに掲げる授業科目の必修 6 単位とし、1 年次より順次に履修することを原則とする。ただし、研究科委員会が適当と認めた者については、1 年次にすべての履修を許可することがある。

(教職に関する科目)

第5条 教職に関する科目の履修方法は、麗澤大学大学院の教職に関する科目の履修規程による。

(履修科目の登録)

第6条 授業科目の履修にあたっては、定められた期日までに履修登録をしなければならない。

(単位認定)

第7条 学生が履修した授業科目のうち、合格した科目については、研究科委員会の認定を経て、所定の単位が与えられる。

2 大学院学則第45条の規定により、学生が他大学院(外国を含む。)で履修した授業科目の単位の認定については、前項の規定を準用する。

(入学前の既修得単位の認定)

第8条 大学院学則第46条の規定により、学生が入学前に大学院において修得した単位(科目等履修生等として修得した単位を含む。)は、研究科委員会が適当と認めた場合には、15単位を超えない範囲で、これを研究科所定の単位として認定することができる。

2 前項に規定された単位認定は、学生が入学した年度の当初に研究科委員会の議を経てこれを行う。

(単位認定の時期)

第9条 単位の認定は学期ごとに行うことを原則とする。ただし、2学期にわたる授業科目は、その科目の終了する学期末に行う。

(成績評価)

第10条 成績評価は、S、A、B、C、D、Eの6段階とし、S、A、B、Cを合格とする。

2 成績評価のS、A、B、C、D、Eは、次の表に基づくものとする。

評価	取得点数	評価	取得点数	評価	取得点数
S	100～90	A	89～80	B	79～70
C	69～60	D	59～40	E	39～0

3 大学院学則第45条及び第46条の規定に基づき認定した単位については、第1項の表記によらず、T(Transfer)表記とする。

4 研究科委員会において認定した単位については、第1項の表記によらず、P(Pass)表記とする。

(学位授与の要件)

第11条 学位授与の要件については、麗澤大学学位規則の定めるところによる。

(追試験・追試験料)

第12条 やむを得ない事由で単位認定に必要な試験を受けられない者のために、追試験を行うことがある。

追試験を希望するときは、あらかじめその理由を証明する文書を添付した「追試験願」を提出し、許可を受けなければならない。

2 追試験料は、1科目につき1,000円とする。

(事務の所管)

第13条 この規程に関する事務は、大学事務局教務・国際交流課が所管する。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、学校教育研究科委員会及び大学執行部会議の意見を聴取した後、学長がこれを定める。

附 則

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

2 この規程は、平成31年4月1日から改定施行する。

3 この規程は、令和2年4月1日から改定施行する。

4 この規程は、令和3年4月1日から改定施行する。

改定施行後の第8条の規定は、令和3年度入学者より適用し、在学者は従前の例とする。

5 この規程は、令和4年4月1日から改定施行する。